

### 3. 事業化に向けた検討

#### (1) 協働による保全・活用に配慮したプログラム等の検討

##### 1) 市民参画による運営管理

平成15年度に国土交通省が実施した「全国都市再生モデル調査：公園緑地等の活用による地域活性化方策に関する調査鎌倉市検討会」において、「都市林の市民と一体となった維持管理体制の検討とトラスト運動の展開」について検討された。

そして、検討会の終了後も市民が主体となって運営する組織はどうあるべきかを議論し、組織化の準備を行う（仮称）連絡会を設置することとなり、今後は、この連絡会において市民の自立した運営組織のあり方を検討していくこととなっている（図. II-3-1）。

そこで、今後の検討の基となる実行段階から発展したときの市民主体の自立した運営のイメージを（図. II-3-2）に示し、将来的に幅広く活動が展開されるスケジュールをイメージとして提案した。

また、今後、環境教育・総合学習の場として計画地を保全・活用する場合は、指導者を育成するためのプログラム・講習会の開催等を同時に検討する必要がある。

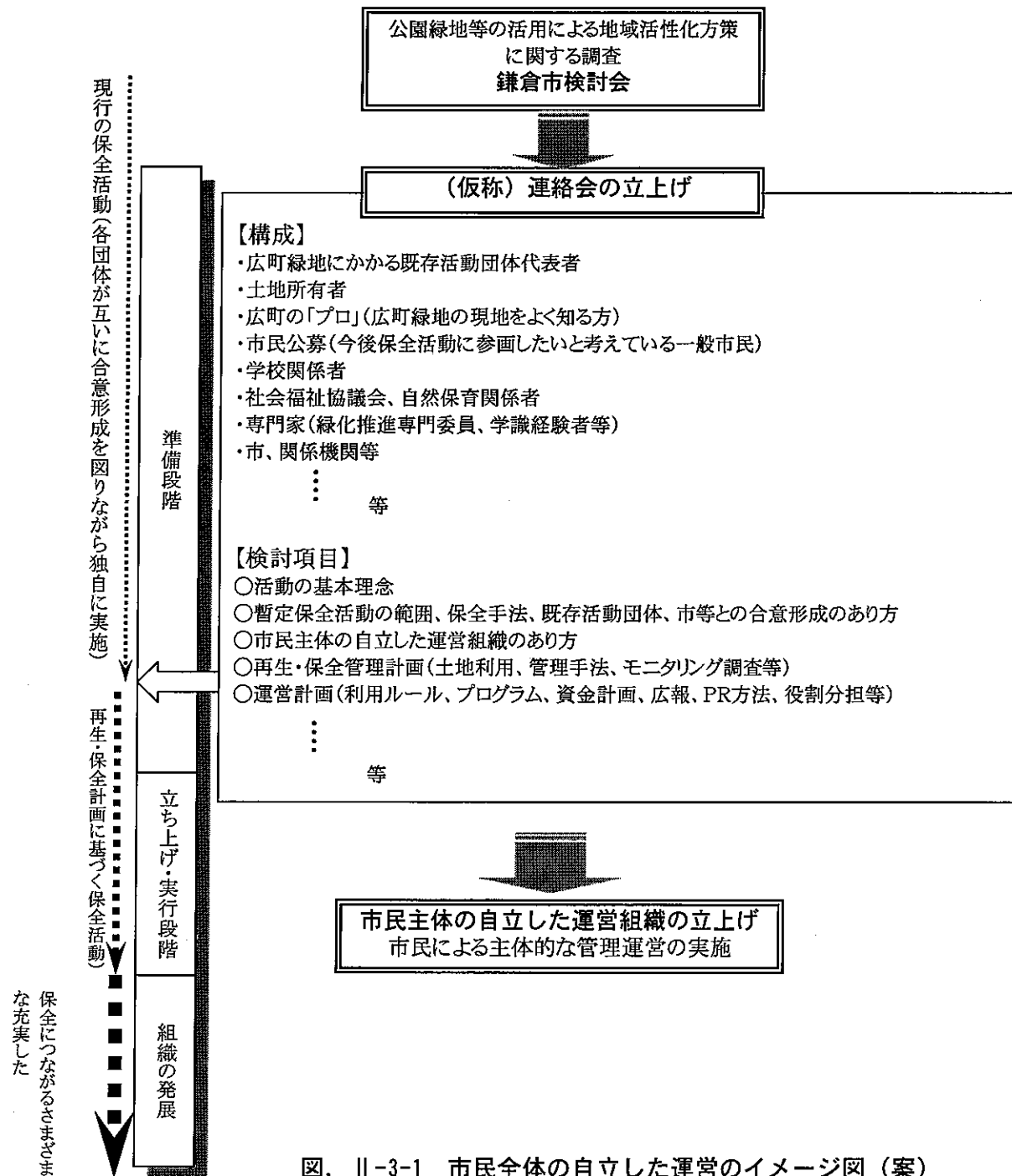


図. II-3-1 市民主体の自立した運営のイメージ図 (案)

#### ① 実行段階に移行したときの市民主体の自立した運営のイメージ

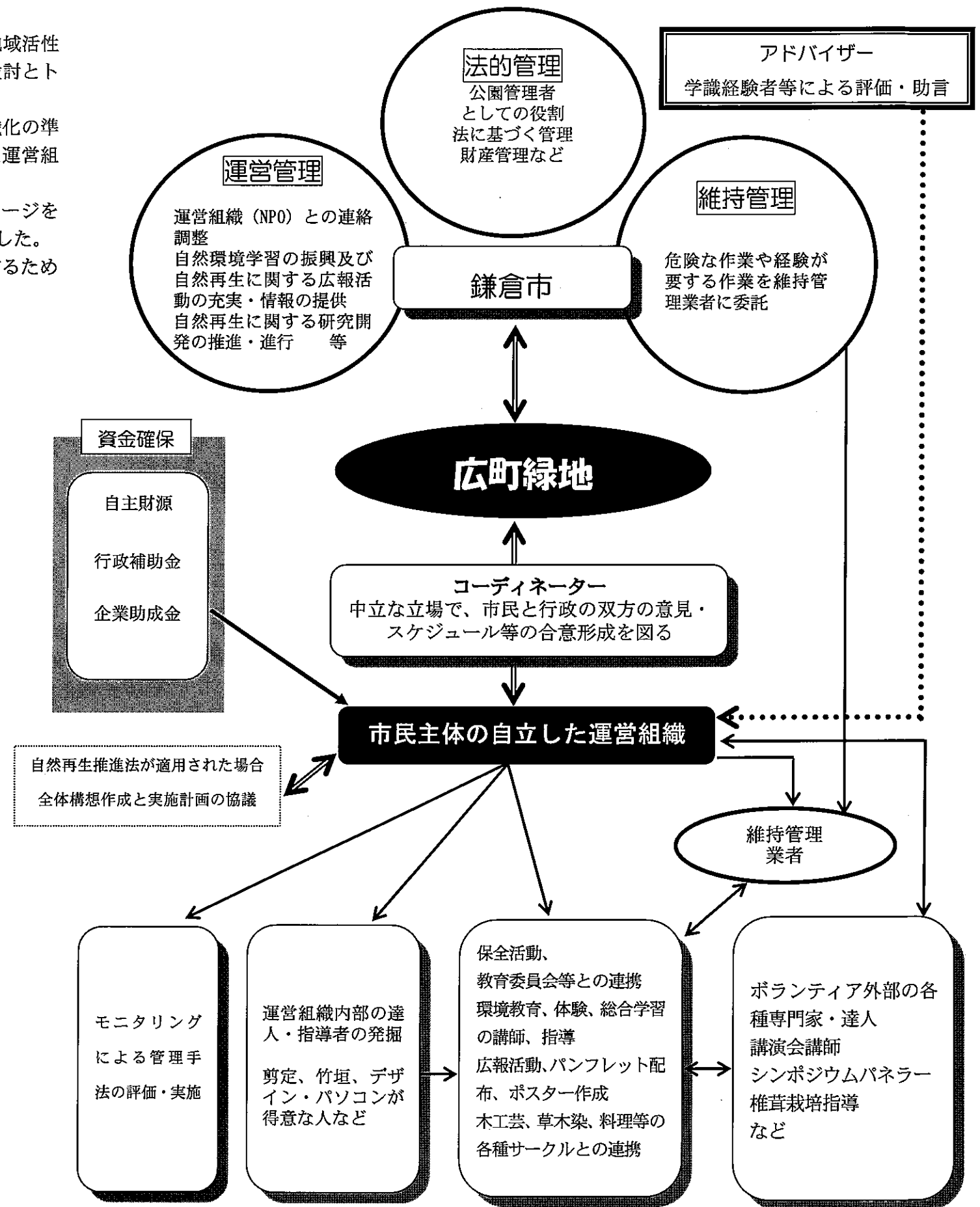


図. II-3-2 市民主体の自立した運営のイメージ (案)

## 2) 管理運営財源について

自立した運営を目指すために計画地の保全活動から自主財源が確保できる運営が理想と考えられる。つまり、生産的な保全活動を行うことが自主財源の確保となる。イベントの有料化、保全活動からの生産物の販売などが考えられる。この活動により計画地を中心とした地域の活性化へ展開が可能となる。計画地で考えられる自主財源の例を以下に記した。

また、財源を確保する方策として、活動費の助成による管理運営費の確保が考えられる。この場合、組織を立ち上げる際に行政と市民が運営の役割分担（活動内容と活動場所）と目的を明確にするとともに、各種団体からの助成金を受けることが必要と考えられる。

事例として、「資料編、P, 54」に各種団体からの助成金について記した。

表. II-3-1 計画地で考えられる自主財源の例

区分	自主財源確保のイメージ
①計画地自然解説員の育成	広町自然塾の開設、講座の開催、外部への人材派遣など
②イベント企画	草花（ドライフラワー）の作成・伐採大会・下草刈大作戦・どんぐりひろい大会・広町野鳥ウォッチング・ホテル鑑賞会 など
③生産活動	シイタケの生産・堆肥など土壌改良材の生産・薪・竹材の生産・工芸品（漆の活用）など

## 3) 都市林の活用について

### ①都市林におけるボランティア活動の発展性

社会の動きを見ると、高齢化社会の到来や、レクリエーション余暇に対する意識、労働時間の短縮等から、余暇時間の増加・環境問題に対する意識の高まり等に関連して自然や生態系を重視する傾向が強くなり、身近な自然体験の場としての都市林への期待は大きくなることが考えられる。そして、このような身近な自然は、市民活動の場や体験学習の場として提供することにより、自然と人との関わり合いや、希薄した都市における人間関係を再認識させることから、環境教育やボランティア活動への、発展が期待できる。

また、このような活動は、その地域を自分たちの「ふるさと」として定住した新住民が中心となって行われることが多い。参加するボランティアの目的は「楽しみや生きがい」、「健康増進」等であり、ボランティアは単なる無償の「労働力」ではなく、計画地の場合、「緑地や公園の維持管理運営活動」等となって表現されている。この地域の年齢層から見ても、今後とも、元気な高齢者を中心とした地域住民の参加が多くなることが想定されるとともに、全階層の利用者が楽しめるイベントや活動内容の企画は大切になってくる。

### ②都市林における環境教育の発展性

環境教育は、専門的な知識を有する人や達人等による指導が必要である。計画地には、樹林地・湿地・草地といった多様な自然環境が内在するとともに、さまざまな市民団体が自然観察・自然再生等のさまざまな試みを行っている。また、総合的学習の場としても一部活用されている。

そこで、このような活動団体・学校関係者らとの連携・協働が可能であれば、活動しているさまざまな地元グループリーダー（専門家・達人）が教育指導に参加することになり、地元住民が一体となった体験学習を構築することができる。

このことは、都市林が、自然再生を通じて、環境教育の場と人材の提供を行うことができるとともに、地元の郷土性の再認識にもつながる可能性を持っているといえる。その上、世代間交流の場として密接な地域コミュニティの形成の場としての活用も期待できる。

### ③自然再生推進法と今後の保全・活用プログラムについて

計画地における自然環境の保全・活用を、長期的に継続していくためには、参加する人たちに「楽しみや生きがい」を与える保全・活用プログラムを構築する必要がある。

保全・活用プログラムの構築にあたり、自然再生推進法を適用する場合には、さらに、①生物の多様性の確保を通じた自然との共生、②地域の多様な主体の参加・連携、③科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取り組みの自然再生事業、の3つの視点も含まれることが重要である。

④都市林における保全・活用プログラム

計画地における今後の活動の展開は、幅広い年齢層の参加を可能とするために、現在の市民団体の他に、「教育機関」、「自治会活動」、「地域の行事」、「市の催しや行事」等と連携した形で参加できるようなシステムを構築することが重要である。

また、行政、市民が一体となり、田んぼ・湿地・雑木林が連携した維持管理が、日常活動やイベント活動として運営されることが理想的と考えられる。維持管理で発生した材をイベントに利用するなど、楽しい活動へ展開することが持続性につながる。地元の農家の講師、自然観察会で解説を行う専門の教員や解説者を養成する教員、達人になったボランティアの派遣や人材の育成など複合的で多様な人材による運営が可能な組織体制づくりが必要である。なお、参加者に負担がかからないように、危険で経験や熟練した技術が必要な場所は、プロを雇うなど、専門家やプロの活用や協力により明確な作業区分で運営することも持続性のポイントである。

そこで、持続的で楽しく活動ができる管理プログラム・イベント等を設定する必要がある。

以下に、基本構想を踏まえ、計画地に理念に即したイベントスケジュールの一例を示した。また、計画地の特性から考えられる管理プログラムとイベントは、大きく樹林環境と湿地環境に分けられる。

「表. II-3-2」は、樹林環境の管理プログラム・イベント等としては、郷土性を取り入れたウルシ林の活用、保全管理から発生する材料を取り入れた催し等が考えられる。このような樹林の管理プログラム・イベント等を行うことは、鎌倉らしさの活用にもつながる。

「表. II-3-3」は、湿地環境の管理プログラム・イベントとしては、計画地の生物の多様性を高めるために、田んぼと樹林地を連携した活動が理想的であると考えられる。

なお、この提案するスケジュールは、一年間のスケジュールではあるが、各イベントそれぞれ必要に応じて、モニタリング等を実施し、自然保全の状況が評価できるシステムの検討も必要である。

表. II-3-2 樹林管理から考えられる管理プログラムと連携したイベントスケジュール

		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3	
		前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
雑木林の管理	下草刈り(2~3年)																								
	下草刈り																								
	落ち葉掻き																								
	伐採(10~20年毎)																								
シイタケの栽培	木工																								
	収穫(前年度分)																								
	ほだ木を組む																								
竹林の管理	収穫																								
	原木づくり																								
	択伐																								
スギ・ヒノキ林の管理	下草刈り																								
	下草刈り																								
	択伐																								
漆の活用	木工																								
	伐採(40年毎)																								
	漆細工の展示会																								
活動	漆掻きの体験(漆液の採取)																								
	花見																								
	陶芸																								
	竹細工																								
	きもだめし																								
	農機具づくり																								
	秋の花見(紅葉)																								
月見(水辺のススキ)																									
クリスマスツリー																									

表. II-3-3 田んぼの管理プログラムと連携したイベントスケジュール

月	田んぼ				雑木林の作業	考えられるイベント
	土・田んぼ	水	人	稲		
1月			豊作祈願	作付け計画	※草刈	七草がゆ
2月					間伐	冬の雑木林観察会
3月		水路の点検(必要に応じて補修)		選種	道具手入れ	ワラ細工
4月	春起こし	灌水	春祭り	種まき	林の手入れ	春の野草観察会
5月	代かき、畦塗り	※※井手あげ	※※さなぼり	代かき田植え(上旬)	※草刈	雑木林に入ってみよう
6月	畦草刈	中干し	夏祭り	草取り	林の手入れ	ホテル観賞
7月	畦草刈			穂肥	※草刈大作戦	水辺の生物観察会
8月	畦草刈				※草刈大作戦	肝だめし、田んぼの観察会
9月		落水井手落とし	風祭り	稲刈り・乾燥	林の手入れ	
10月	秋起こし		秋祭り		※草刈	ワラ細工
11月	地ならし			籾摺り・出荷	林の手入れ	収穫祭
12月			しめ縄ない		間伐・落ち葉かき	鏡餅づくり

※印：林内の利用方法によって管理方法とスケジュールは変わる。

※※井手あげ：田に水を引くこと

※※さなぼり：早苗饗(さなぶり)は、田植えの終わりに、田の神を送るお祭り。転じて、田植えの後の農業の休みのこと。<「さなぶり」、「なさぼり」ともいう>

(2) 事業計画

基本構想において掲示された事業スケジュール表(参考)を踏まえ、本計画において実施した各種調査結果の解析・検討に留意し、市民参画による長期的な事業スケジュール(案)を作成した。

計画段階の市民による運営組織では検討会から(仮称)連絡会に移行し、運営体制を検討しその中で自然再生推進法の適用についても検討する。当初整備・管理運営段階から自主的運営を開始する。

開園前の10ヵ年の前半の8年で用地取得を行う。用地取得と並行に行うものとして、基本的に危険な場所などを補修し利用者の安全を確保した上で、立ち入り制限・開放する散策路を明確にする。

立ち入り制限を行う場所は、既に計画地内の環境に負荷が加わっている場所であるため、開園前の実施がポイントである。フクロウの繁殖期に立ち入り制限を行う場所、樹木の根系が露出している場所、踏圧による障害を受けている場所などが考えられる。

また、変化する自然環境への対応として、開園前に既に先行させる保全管理・整備が必要な場所もある。外周部の急斜面へ配慮した樹林管理、現況の注目種の保全のための樹林管理、湧水周辺の地形の保全などが考えられる。

なお、前述したが市民が行う管理と行政が行う管理(急傾斜地の樹林の保全管理等、危険が伴う作業)を分けるなどの役割分担の検討が必要である。

湿地についても湿地の乾燥防止対策として放棄水田内に池をつくることや、水質浄化対策として実験的に浄化池をつくることなどモニタリングを行いながら少しずつ進めることが考えられる。

管理棟や田んぼなどは、保全活動に最適な形式・運営方法が望まれるため、先行して行う保全管理の状況やモニタリングの結果を踏まえ、市民や学校との意見交換を行った上で、開園前に整備する。

また、田んぼの復元については先行して主動線の確保が必要となる。

市民参画による事業スケジュール表(案)を以下に示す。

表. II-3-4 市民参画による事業スケジュール(案)

関連する主体	項目	計画段階		開園前10ヵ年程度		開園以降	
		基本的な考え方の整理	具体的な整備・管理手法の検討 実施計画の作成	8年	2年		
公園管理者	基本構想・基本計画・基本設計・実施設計		→				
	用地取得				→		モニタリング
	基盤整備	湿地・水田の復元			→		モニタリング
		休憩スペース等			→		
	園路	主園路			→		
		準主動線			→		
		副園路(補修)等			→		
	施設	管理棟			→		
		サイン等			→		モニタリング
	立ち入り規制	樹木の根系の保全			→		モニタリング
湧水地の保全				→		モニタリング	
注目種の保全				→		モニタリング	
市民による運営組織			↑ 連絡会立ち上げ 自然再生推進法の適用の検討		↑ 組織立上・自主的運営開始 トラスト運動開始	↑ 環境教育の場の提供、情報提供、広報、人材育成	
市民・学校等	市民と学校・教育機関との調整			→			
その他組織等(専門家、関連団体)				↑ 林業・造園・農業団体等の協力によるバックアップ			

※ - - - - -▶: モニタリング(復元前・立ち入り規制前等の活動実施前の現状を、後で評価するために把握しておくことが重要)

II-3-5 市民参画による管理スケジュール(案)

保全管理項目	関連する主体	計画段階	開園前10ヵ年程度		開園以降
			8年	2年	
樹林	公園管理者		→		急斜面等の危険な作業
樹林	市民による運営組織		→		安全な作業
湿地	公園管理者		→		水質浄化池の浚渫、ヨシ刈り、畦の管理など
樹林・湿地	市民による運営組織		→		水田管理、ヨシ刈りなど
樹林・湿地	市民・学校		→		水田管理
エコトーン	公園管理者・市民		→		樹林地と湿地の連続する環境の保全管理

(3) 都市林区域外の保全制度の検討

「(仮称) 鎌倉広町緑地基本構想」では、「鎌倉市緑の基本計画(平成8年4月)」における広町地区の範囲から一部を除外して都市林区域を定めている。

広町地区で、都市林区域から除外した民有地については、土地所有者の理解と協力を得ながら都市林区域と一体的に緑の保全を図っていくために、鎌倉市独自の制度である保存樹木の指定、緑地保全契約等の活用や市民活動推進策を検討することになっている。

今後は、都市緑地保全法の改正動向などにも留意しつつ、都市緑地保全制度の適用について検討を進める。

主な保全系地域地区等の制度概要(都市緑地保全法の一部を改正する法律(平成16年6月18日法律第109号)による制度(未施行)を含む)は下表のとおりである。

表. II-3-6 緑地の保全等に関わる鎌倉市独自施策の概要

根拠条例名称	地区指定等名称	指定等	支援・援助の概要		
			奨励金の交付制度名称	期間	奨励金額
鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例	緑地保全推進地区	市長	緑地保全契約制度	10年間	固定資産税相当額 +20円/㎡・年
			緑地保全使用契約	10年間	固定資産税相当額 +40円/㎡・年
	保存樹木等	市長	保存樹木	3年間	700円/100㎡・年
鎌倉市まちづくり条例	自主まちづくり計画	まちづくり市民団体からの提案	地区計画等、建築協定などの活用等市が実施する施策への反映 専門家の派遣その他技術的援助		

表. II-3-7 主な保全系地域地区の制度概要

地域地区の種類	設定目的・指定対象	根拠法令	規模区分	都市計画の決定権者	規制内容											許可の基準等		行為の許可権者			協定等	損失の補償 土地の買入れ		事業制度		備 考				
					建築物等の建築	土地形状の変更	木竹の伐採	土石類の採取	水面の埋立てや干拓	建築物等の色彩の変更	屋外広告物の表示・掲出	法令のみで規定	都道府県条例	指定都市条例	市町村条例	緑地保全計画(県)	緑の基本計画で定めた施設	都道府県知事	指定都市の長	中核市の長		特別市の長	市町村長	市民緑地契約(市から申出)	管理協定の締結		損失の補償	土地の買入れ	緑地環境整備総合支援事業	市民緑地契約に基づく整備
風致地区	自然的な景観美を持つ地区を対象に、都市の風致の維持を図る	都市計画法 風致政令	10ha以上	県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-		
			10ha未満	市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-		
歴史的風土特別保存地区	歴史上重要な地位を有する市町村において、その風致の維持を図る	古都法	なし	県	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	県	県	○	-	-		
緑地保全地区 (特別緑地保全地区※1)	都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地の保全を図る	都市緑地保全法 (都市緑地法※1)	10ha以上	県	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	適用除外	○	-	-	-	○	○	県	県(市、緑地管理機構)	○	○	○	
			10ha未満	市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	県	県(市、緑地管理機構)	○	○	○	
緑地保全地域(※2)	無秩序な市街化、公害、災害の防止、健全な生活環境の確保のために適正に保全する必要がある都市計画区域内の相当規模の緑地	都市緑地保全法 (都市緑地法※1)	なし	県	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	○	○	県	-	-	○	○	緑地保全計画の基準に従った行為の禁止、制限、措置	
緑の基本計画における保全配慮地区	緑地保全地区(緑地保全地域及び特別緑地保全地区)以外で重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区	都市緑地保全法 (都市緑地法※1)	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○			
地区計画等の区域における条例による緑地の保全	地区整備計画の区域に現存する緑地	都市緑地保全法 (都市緑地法※1)	なし	市	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	○	-	市	-	-	-	-		

※1: 「都市緑地保全法等の一部を改正する法律(平成18年8月18日法律第108号)」に基づき名称変更予定(未施行)  
 ※2: 同法に基づき制度創設予定(未施行)  
 (注) ※1、※2、いずれも公布の日(平成18年8月18日)から起算して6ヶ月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行予定